



65歳以上のみなさん（第1号被保険者）の 平成31年度（令和元年度）介護保険料のお知らせ



今年度の介護保険料が決定しました。

今年度の介護保険料納入通知書は6月中旬に郵送します。保険料の額は、6月に決定する平成31年度（令和元年度）住民税の課税状況に応じて決定します。

所得段階	対象者（所得などの条件）	保険料（年額）
第1段階	生活保護を受給している人、または世帯全員が住民税非課税で老齢福祉年金を受けている人	26,400円
	世帯全員が住民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が年間80万円以下の人	
第2段階	世帯全員が住民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が年間80万円超120万円以下の人	43,900円
第3段階	世帯全員が住民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が年間120万円超の人	50,900円
第4段階	本人が住民税非課税で、世帯の中に住民税課税者がいる人で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が年間80万円以下の人	63,200円
第5段階	本人が住民税非課税で、世帯の中に住民税課税者がいる人	70,200円
第6段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が120万円未満の人	84,300円
第7段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が120万円以上200万円未満の人	91,300円
第8段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が200万円以上300万円未満の人	105,300円
第9段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が300万円以上400万円未満の人	119,400円
第10段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が400万円以上の人	133,400円

※平成27年度から公費による第1段階の方の保険料の軽減を行っていますが、今年度から、10月の消費税10%への引き上げに合わせて第1段階から第3段階の方の保険料の更なる軽減を行っています。

【納付方法】

◎年金天引きによる納付（特別徴収）

6月に決定した保険料（年額）から、仮徴収額を差し引いた額が10月以降の年金から3回に分けて天引きされます。（仮徴収額は、4月に送付した「介護保険料納入通知書兼特別徴収開始通知書」の額で、4月、6月、8月の年金から天引きされます。）

◎納付書による納付（普通徴収）

納付書や口座振替で納めていただきます。保険料（年額）は6月から翌年の3月までの10期に分けて納付します。各納期限までに納め忘れのないよう納付してください。

【問 合 先】健康介護課 ☎388-7171